10．リース取引の会計処理

リース料総額が300万円以上のファイナンス・リース取引については、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっています。

11．消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理方法は、税込方式によっています。

注　記　事　項

1．貸借対照表関係

⑴　担保提供資産及び対応する債務

①　担保に供している資産	土地	5,425,507千円
	建物	18,021,772千円
②　対応する債務	長期借入金	25,156,866千円
	（１年以内返済予定分1,625,674千円を含む）	

⑵　運営費交付金から充当されるべき賞与の見積額	1,956,397千円
⑶　運営費交付金から充当されるべき退職手当の見積額	23,343,216千円
⑷　債務保証の総額	24,220,578千円

⑸　利益剰余金のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額の累計	19,206,954千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費の累計	17,613,247千円
・利益剰余金に与える影響額（差引き）	1,593,707千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額の累計	717,807千円

③　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる未収附属病院収入のうち、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　185,503千円

④　国からの承継時において、附属病院の財産的基礎と考えられる医薬品及び診療材料について、国からの出資でなく譲与としたことによるもの　502,298千円

2,999,316千円

2．損益計算書関係

⑴　当期総利益のうち、法人移行時における固有の会計処理等に起因するもの

①　国からの承継時において、附属病院の建物、構築物等の時価評価等により、借入金見合いの資産の額が、当該借入金に係る債務負担額を下回っていたこと等によるもの

・附属病院に関する借入金の元金償還額	3,460,531千円
・当該借入金により取得した資産の減価償却費	3,741,463千円
・当期総利益に与える影響額（差引き）	△280,931千円

②　国立大学法人等が獲得した附属病院収益と診療機器等に係る減価償却費見合いの資産見返物品受贈額戻入が二重になっていることによるもの

・法人移行時に国から承継した資産見返物品受贈額のうち、対応する資産の減価償却費が診療経費に分類されるものに関する資産見返物品受贈額戻入額	15,637千円
	△265,294千円

⑵　運営費交付金収益（臨時利益）

国立大学法人会計基準第77第３項の規定に基づき、運営費交付金債務の残高を全額収益に振り替えた額です。

⑶　承継剰余金債務戻入

「承継剰余金債務の取扱いについて」（平成22年３月30日　文部科学省高等教育局国立大学法人支援課）に基づき、承継剰余金債務の残高を全額収益に振り替えた額です。

3．キャッシュ・フロー計算書関係

⑴　資金の期末残高の貸借対照表科目別の内訳

現金及び預金	13,795,720千円
うち定期預金	8,700,000千円
（差引き）資金残高	5,095,720千円

⑵　重要な非資金取引

①　現物寄附による資産の取得	1,826,100千円
現物寄附による少額資産等の取得	393,957千円
②　ファイナンス・リースによる資産の取得	4,682,821千円

4．国立大学法人等業務実施コスト計算書関係

引当外退職給付増加見積額のうち国又は地方公共団体からの出向職員分	691千円

5．金融商品に関する事項

（追加情報）

「「金融商品に関する会計基準」及び「賃貸等不動産の時価等の開示に関する会計基準」の適用について」（文部科学省高等教育局国立大学法人支援課　事務連絡　平成22年４月27日）に留意し、当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号　平成20年３月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号　平成20年３月10日）を適用しています。

⑴　金融商品の状況に関する事項

当法人は、資金運用については預金、国債、地方債及び政府保証債等に限定し、資金調達については国立大学財務・経営センターからの借入れに限定しています。

資金運用にあたっては国立大学法人法第35条が準用する独立行政法人通則法第47条の規定に基づき、預金、公債及びＡＡフラット格以上の円建て外国債のみを保有しており株式等は保有していません。また、未収附属病院収入は、名古屋大学会計事務取扱細則に沿ってリスク管理を行っています。

国立大学財務・経営センター債務負担金及び長期借入金の使途は附属病院の整備資金であり、文部科学大臣の事前承認に基づいて借入れを実施しています。

⑵　金融商品の時価等に関する事項

期末日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりです。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額（＊１）	時価（＊１）	差額（＊１）
①　投資有価証券及び有価証券			
満期保有目的の債券（＊２）	15,735,461	15,818,688	83,226
②　現金及び預金	13,795,720	13,795,720	—